

Q&A

◇対象事業所及び申請区分について

《当欄における（ア）、（イ）、（ウ）は申請区分を示します》

Q1	どのような事業所が対象ですか？
A1	都内に所在する介護保険サービス※1を提供する民間の事業所になります。ただし、地域密着型サービス事業所及び共生型サービス事業所と、それ以外のサービスで国又は地方公共団体が設置する介護保険施設・事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除きます。 ※1 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・訪問介護・訪問入浴介護（介護予防を含む）・通所介護・短期入所生活介護（介護予防を含む）・短期入所療養介護（介護予防を含む）・通所リハビリテーション（介護予防を含む）・特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）・居宅介護支援
Q2	この事業における（ア）福祉避難所とはどのようなものですか？
A2	本事業の（ア）福祉避難所とは、災害時に区市町村からの要請により高齢者等の要配慮者を受け入れることとする旨の協定を締結している事業所のことをいいます。お手元の協定書の内容が本事業の「福祉避難所」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。また、区市町村による福祉避難所の指定、協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。
Q3	この事業における（イ）災害時協定締結事業所とはどのようなものでしょうか？
A3	本事業の（イ）災害時協定締結事業所とは、災害時に①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」（①と②または①と③）を行うことが規定されている協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。なお、区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、介護事業者の連絡会や協議会等と締結している場合があります。区市町村による協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。また、お手元の協定書の内容が本事業の「災害時協定」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。
Q4	（ア）福祉避難所と、（イ）災害時協定締結事業所の違いがよく分かりません。
A4	各協定の詳細については上記 Q2 及び Q3 のとおりですが、大きな違いとして、災害発生時に要配慮者を法人が運営する施設で受け入れる場合は「福祉避難所」となり、その他の場所（自治体が指定する避難所等）に赴いて介護サービスの提供等を行うのが、災害時協定締結事業所となります。判断に悩む場合は財団までお問い合わせください。

Q5	都内で特別養護老人ホーム1か所を運営しています。当事業所は、福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結しています。当事業所について（ア）福祉避難所と（イ）災害時協定締結事業所両方の申請区分で助成金を申請することはできますか？
A5	重複して申請を行うことはできません。1つの事業所につき、（ア）・（イ）・（ウ）いずれか1つでの申請となります。福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結している事業所については、（ア）福祉避難所として申請を行ってください。
Q6	当法人は特別養護老人ホームと訪問介護事業所と通所介護事業所を同一建物内で運営しています。特別養護老人ホームは福祉避難所の指定を受けており（ア）、訪問介護事業所は災害時協定を締結しています（イ）。そして、通所介護事業所は災害時協定等を締結していません（ウ）。この場合、（ア）・（イ）・（ウ）それぞれで申請を行うことはできますか？
A6	同一建物内で複数の申請を行うことはできません。（ア）・（イ）・（ウ）いずれか1つでの申請となります。上記の例では、（ア）福祉避難所として申請を行ってください。なお、その際には同一建物内にある他の事業所の利用定員数を合算して上限戸数を算定します。同一建物内の考え方は、協定書の内容や運営規程により判断しますので、個別にご相談ください。
Q7	当法人では通所介護事業所（1か所）と訪問介護事業所（2か所）を運営しています。事業所所在地はそれぞれ異なります。通所介護事業所は福祉避難所の指定を受けており（ア）、1か所の訪問介護事業所は災害時協定を締結しています（イ）。もう1か所の訪問介護事業所は特に協定は結んでいません（ウ）。3つの事業所について、（ア）・（イ）・（ウ）それぞれの助成を受けたいと考えていますが、可能でしょうか？
A7	事業所がそれぞれ異なる所在地にある場合は、事業所ごとに（ア）・（イ）・（ウ）の助成を受けることができます。
Q8	所在地の異なる複数の事業所で申請を考えています。この場合、提出する申請書類はひとつでいいですか？
A8	申請区分が同一の場合、申請書類はひとつですが、複数の申請区分で申請する場合は（ア）・（イ）・（ウ）の <u>申請区分ごとに申請書類を作成し</u> 、法人で取り纏めて提出していただきます。申請区分ごとに申請スケジュールが異なりますので、提出書類や提出時期の詳細については該当の「助成金の手引」をご確認ください。
Q9	令和6年9月1日に区市町村と福祉避難所協定を締結する予定です。4月から8月分までを（ウ）災害要件なし事業所、9月分以降を（ア）福祉避難所として助成を受けることは可能ですか？
A9	可能です。申請を行う際は（ア）福祉避難所の様式1-4を使用し、（ア）福祉避難所として事業計画書をご提出ください。なお、事業計画書提出後、交付申請時までに福祉避難所となることができなかった場合には、交付申請時点より（ウ）災害要件なし事業所として申請していただくこととなります。

Q10	令和6年度は福祉避難所協定の指定が受けられなかったため、「(ウ) 災害時要件なし事業所」として申請し助成を受けましたが、令和7年度は指定を受け、「(ア) 福祉避難所」として申請する予定です。この場合、令和7年度から「(ア) 福祉避難所」として10年助成を受けることが可能でしょうか。
A10	助成対象期間の最大10年は、申請区分が変わった場合でも延長されません。仮に令和6年4月1日に申請区分(ウ) にて助成を開始した職員がいる場合、途中で申請区分が(ウ) から(ア) に変更したとしても、その職員は令和15年度末に助成終了となります。
Q11	申請する事業所の所在地と異なる区市町村と直接災害時協定を締結した場合、(イ) 災害時協定締結事業所として申請をすることはできますか？
A11	申請できます。事業所所在地外の区市町村と災害時協定を締結した場合も(イ) 災害時協定締結事業所の要件を満たしたものとして取り扱います。ただし、所在地外の介護事業者連絡会等を介して、所在地外の区市町村と災害時協定を締結している場合は申請できません。 <pre> graph LR subgraph Scenario1 [Direct Agreement] A1[A区内 事業所A] -.-> 災害時協定 A2[A区] A1 -.-> 災害時協定 B1[B区] A2 --- B1 B1 --- B2["(イ) 災害時協定締結事業所として申請可"] end subgraph Scenario2 [Via Association] A3[A区内 事業所A] -.-> 加入 A4[A区内 介護事業者連絡会] A3 -.-> B3[B区内 介護事業者連絡会] A4 -.-> 災害時協定 A5[A区] B3 -.-> B4[B区] A5 --- B4 B4 --- B5["(イ) 災害時協定締結事業所として申請不可"] end </pre>